

広島県告示第四百五号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり行政書士に行政処分をした。

令和三年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 行政処分を受けた行政書士の事務所の所在地及び氏名

広島市中区上八丁堀三番六号 第二ウエノヤビル十階B号室

岡本 典親

二 登録番号

日本行政書士会連合会登録番号 第九三四〇五五〇号

三 行政処分をした年月日

令和三年三月二十三日

四 行政処分の内容

戒告